



オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構

平成26年度 第2回利活用・普及委員会資料

オープンデータガイド第1版

～オープンデータのためのルール・技術の手引き～

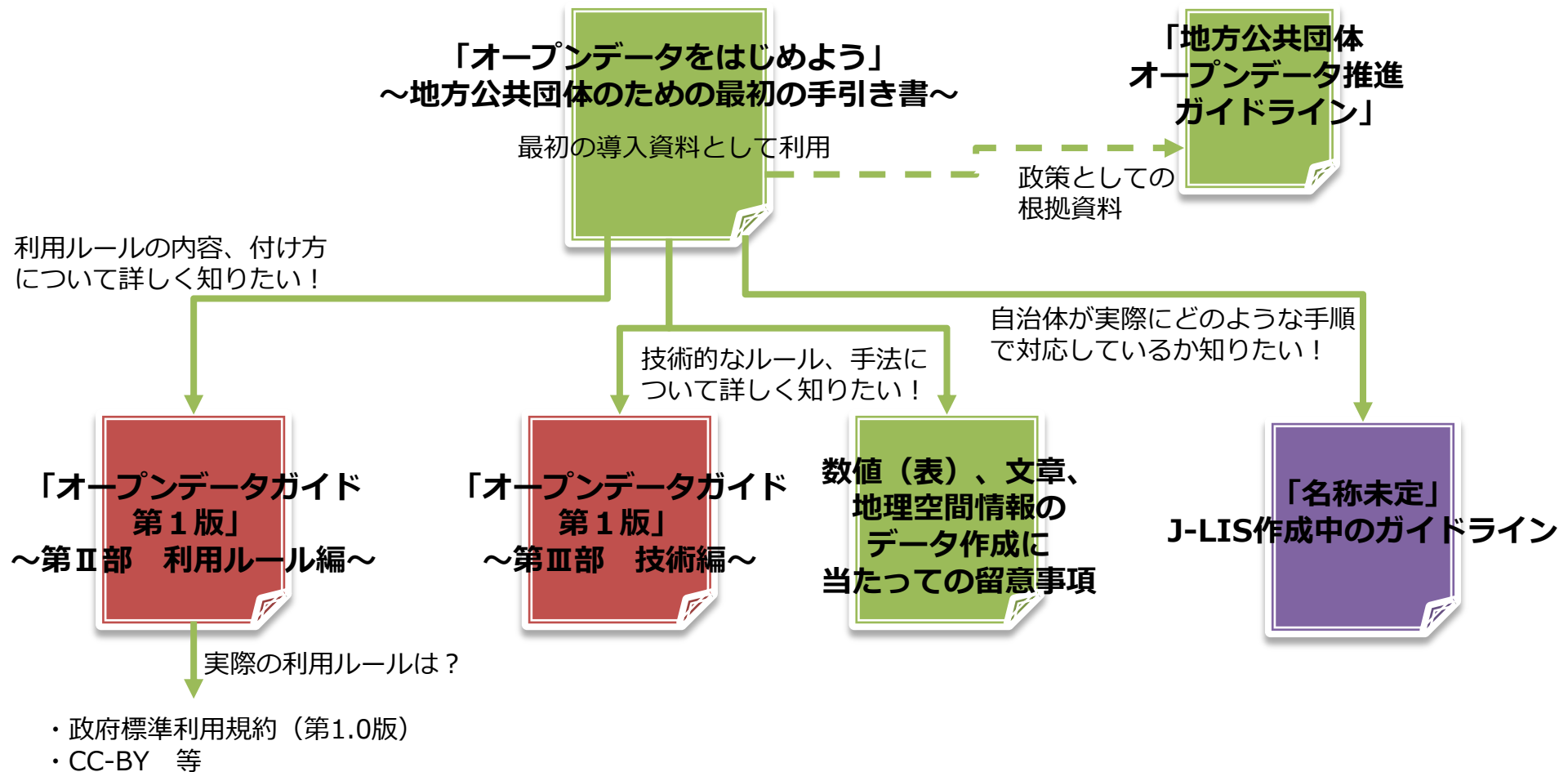
利用ルール（ライセンス）編

2015.2.13

オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構 事務局

前提：各ガイドの関係性

- オープンデータに関する複数のガイドについて、利用方法に合わせて整理すると下記のように利用することが望ましいと考えられる。



目次

第I部 Getting Started: オープンデータをはじめよう

第1章 はじめに

第2章 オープンデータの動向と意義

第3章 オープンデータの作成・公開手順

第II部 利用ルール編: オープンデータに利用ルールを設定しよう

第4章 オープンデータで必要となる利用ルール

第5章 オープンデータ利用ルールの概要

第6章 利用ルールの比較と望ましいルール

第7章 利用ルールに関する今後の見直しの方向性

第III部 技術編: 機械判読に適したオープンデータにしよう

第8章 オープンデータの技術レベル

第9章 オープンデータのための技術的指針

付録

第10章 オープンデータに関する規格・ツール

第11章 データカタログシステムCKAN



第I部 Getting Started: オープンデータをはじめよう

1. 本書の目的・対象読者

(1) 背景: 国・地方公共団体等によるオープンデータへの取組みの活発化

- ・これらの組織がもつ公共データをオープンデータとして公開すれば、情報利用者によってアプリケーション開発等の様々な形で利活用が促進され、経済活性化や行政の透明性の向上等が期待できる。

(2) オープンデータの特徴

- ・従来の情報公開制度とは異なり、公開したデータを利活用し、透明性・信頼性の向上だけでなく、国民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化等に役立てることを目的とする。特にビジネスでの利用についての期待が大きい。
- ・オープンデータの編集・加工・改変等はコンピュータによって行われる。



(3) オープンデータを普及させるために重要な事項

- ・利用ルールを定めてデータの二次利用を認めること
- ・データを利活用しやすい形式（機械判読に適した形式）で提供すること



(4) このため、本書は…

- ・国、地方公共団体、独立行政法人、公共企業等が、自身が保有している公共データをオープンデータとして公開するための参考となるよう、オープンデータ流通推進コンソーシアム（データガバナンス委員会・技術委員会）が、オープンデータの作成・整形・公開に当たっての留意事項等を、「利用ルール」と「技術」の2つの観点からまとめたもの。

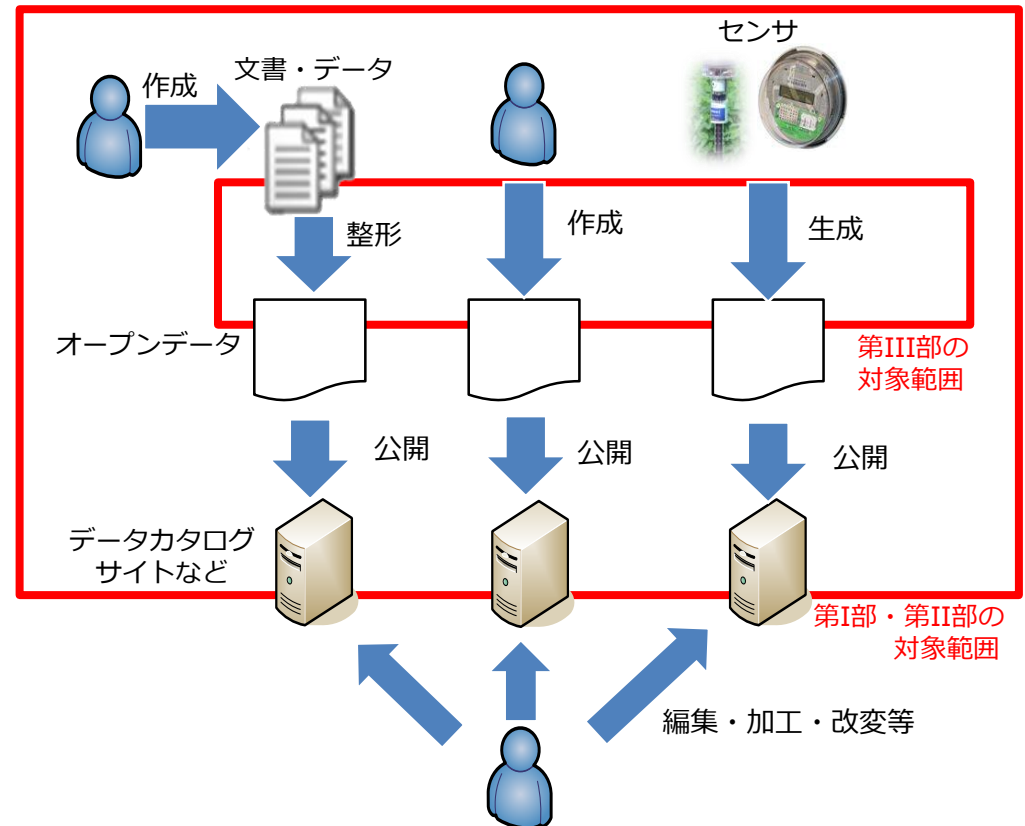
1. 本書の目的・対象読者

(5) 対象読者

- ・現在保有しているデータや、これから作成するデータをオープンデータとして公開しようとする人。
主に国、地方公共団体、独立行政法人の職員を対象としているが、公共企業等の民間組織においても参考にできるものとして作成している。

(6) 対象範囲

- ・オープンデータの流れ
 - ・情報提供者が作成・公開する。
 - ・これに情報利用者がアクセスし、編集・加工・改変等する。
- ・第I部と第II部の対象
 - ・データの作成段階から公開段階に至るまでに
関与する人。
- ・第III部の対象
 - ・機械判読性の高いデータを作成・整形しようとする人。



2. オープンデータに関する主な動向

(1) 日本政府の取り組み

- ・「電子行政オープンデータ戦略」（2012年7月4日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を契機として、日本政府におけるオープンデータに関する取り組みが急速に進んでいる。
- ・2013年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」や「世界最先端IT国家創造宣言」においても、オープンデータが重要な施策のひとつとして取り上げられている。
- ・2013年12月にデータカタログサイト「DATA.GO.JP」の試行版を開設。2014年10月1日から本格版に移行。
- ・2015年2月「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン（案）」等を提示。

(2) 地方自治体の取り組み

- ・2012年7月の「電子行政オープンデータ戦略」の決定前から、一部で先行的な取組みが行われており、同戦略の決定後は、オープンデータの動きが更に加速化している。
- ・データポータル等によるオープンデータでのデータ公開を行っている例が多いが、ホームページ全体をオープンデータにしたり（福井市）、県内市町村でデータ形式などを統一する取組み（福井県）を行っている例もある。

(3) 国際的な動向

- ・欧米を中心に、2000年代後半からオープンデータに関する取組が進められている。
- ・米国では、2009年1月21日にオープンガバメントの3原則（透明性・市民参加・官民連携）を掲げ、5月にポータルサイトData.gov開設。
- ・EUでは、2003年の「PSI（公共保有データ）の再利用に関する指令」を契機に各国がオープンデータへの取組を開始。英国が2007年に設置したPower of Informationタスクフォースの取組は、世界のオープンデータに関する取組の源流となった。
- ・2013年のG8サミットでは「オープンデータ憲章」が合意。

3. オープンデータの意義

(1) 「電子行政オープンデータ戦略」に挙げられた3つの意義

- ・透明性・信頼性の向上
- ・国民参加・官民協働の推進
- ・経済の活性化・行政の効率化

(2) 「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」に整理された意義

1) 経済の活性化、新事業の創出

- ・データ収集や各種コードによるデータの横断的利用が機械で自動的に可能になることからコスト圧縮ができ、新しいサービスを提供するビジネスが可能となる。（例えば、気象、地質、交通その他の観測・調査データのような専門的データを収集・分析してビジネスに活用するなど）

2) 官民協働による公共サービス（防災・減災を含む。）の実現

- ・複数の行政機関や民間のデータを組み合わせることで、民間からも、生活利便を高めるサービスや災害時に有用なサービスを提供できる。（例えば、子育て、教育、医療、福祉等の身近な公共サービスの内容、品質等を利用者に分かりやすく示す、災害時に迅速に複数の情報を組み合わせた情報発信が可能となるなど）

3) 行政の透明性・信頼性の向上

- ・政策・事業に関する計画、決定過程、決定内容、結果等について、横断的に検索・集計・比較することで、政策の変化・特徴の把握や、政策の妥当性の理解・評価ができる。（例えば、補助金や政府支出について、府省、分野、地域、支出先等別に分析するなど）

4. G8サミット「オープンデータ憲章」におけるオープンデータの原則

(1) Open Data by Default (原則としてのオープンデータ)

- ・データによっては、公表出来ないという合理的な理由があることを認識しつつ、この憲章で示されているように、政府のデータすべてが、原則として公表されるという期待を醸成する。

(2) Quality and Quantity (質と量)

- ・時宜を得た、包括的且つ正確な質の高いオープンデータを公表する。
- ・データの情報は、多言語に訳される必要はないが、平易且つ明確な言語で記述されることを確保する。
- ・データが、強みや弱みや分析の限界等、その特性がわかるように説明されることを確保する。
- ・可能な限り早急に公表する。

(3) Usable by All (すべての人々が利用できる)

- ・幅広い用途のために、誰もが入手可能なオープンな形式でデータを公表する。
- ・可能な限り多くのデータを公表する。

(4) Releasing Data for Improved Governance (ガバナンス改善のためのデータの公表)

- ・オープンデータの恩恵を世界中の誰もが享受出来るように、技術的専門性や経験を共有する。
- ・データの収集、基準及び公表プロセスに関して透明性を確保する。

(5) Releasing Data for Innovation (イノベーションのためのデータを公表)

- ・オープンデータ・リテラシーを高め、オープンデータに携わる人々を育成する。
- ・将来世代のデータイノベーターの能力を強化する。

5. 本書におけるオープンデータの定義

(1) 5★Open Dataによるオープンデータの整理

- ★1：オープンなライセンスで提供されている（データ形式は問わない／画像やPDF等のデータでも可）
- ★2：構造化されたデータとして公開されている（ExcelやWord等のデータ）
- ★3：非独占の（標準化された）形式で公開されている（CSV等のデータ）
- ★4：物事の識別にURIを利用している（他のデータから参照できる）
- ★5：他のデータにリンクしている（Linked Open Data）

(2) 「オープンデータハンドブック」によるオープンデータの定義

- ・自由に使える再利用もでき、かつ誰でも再配布できるようなデータのこと。従うべき決まりは、せいぜい『作者のクレジットを残す』あるいは『同じ条件で配布する』程度である。

(3) 「電子行政オープンデータ戦略」による4つの基本原則

- ・政府自ら積極的に公共データを公開すること
- ・機械判読可能な形式で公開すること
- ・営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
- ・取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

(4) 「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」によるオープンデータの定義

- ・「機械判読に適したデータ形式のデータ」を「営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開」すること

(5) 本書におけるオープンデータの定義

- ・以上を踏まえて、本書では、オープンデータを以下の通り定義する。

「オープンデータ」 = 「営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルール」かつ「機械判読に適したデータ形式」で公開されたデータ。

6. オープンデータの作成・公開手順

1. オープンデータ推進組織の設立

オープンデータの作成・公開を推進するための横断的組織を設立する。
これ以降の活動は、この推進組織が中心となって進める。

2. 現状把握

形式

管理者

更新頻度

権利関係

ニーズ分析

3. 計画立案

オープンデータとする対象のデータと手法を明確にし、マイルストーンと計画を立案する。

4. 公開作業


計画に基づき、データを作成・整形し、公開の準備をする。

6. 改善点の洗い出し

利用者や作業担当者からのフィードバックを元に、改善点を洗い出す。

5. 公開・運用

オープンデータ管理のマイルストーンに基づき、ある程度の情報が登録された段階で公開し、システムの運用を開始する。



第II部 利用ルール編： オープンデータに利用ルール を設定しよう

1. オープンデータにおける利用ルール的重要性

(1) 著作権への対応の必要性

- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人等が保持する公共データにも著作権が発生する。著作権の発生した公共データを利用する場合は、作成機関に許諾を得なくてはならない。
- ・ 利用ルールで二次利用が可能であることが明示されると、自由に利用できる。

(2) 公共データを二次利用可能な形で公開する方法の整理

- ・ 公共データを二次利用可能な形で公開することを実現する手段は下表の3つがあるが、それぞれメリットとデメリットがある。

①公共データには原則、著作権は発生しないものとする	○ 著作権者によって差し止めや損害賠償等の権利が行使されず、自由に利用できる。米国では国等が保有する公共データには著作権はないとすることによって利活用が活発化している。 × 著作権法の改正（法令等と同じように政府が作成したデータは著作権法の対象外とする）が必要である。
②公共データに著作権は発生するが、これを放棄する	○ 国や地方公共団体等が自ら権利を放棄することで、①と同等の効果を得ることができる。 × 著作権は、国や地方公共団体等の財産の一つであり、国有財産法、財政法、地方自治法、補助金等適正化法等との関係において、権利放棄を行うことが可能かどうか、十分に検討する必要がある。
③公共データを二次利用可能なルールで公開する	○ 公共データについて著作者は著作権を保持したまま自由に二次利用を認める利用ルールを採用することによって、オープンデータを進めるという考え方である。①、②に比べて短期的に対応できる。

(3) 本ガイドにおける対応方針

- ・ 最も望ましいのは①だが著作権法の法改正が必要。
- ・ 次に望ましいのは②だが、著作権は、国や地方公共団体等の財産の一つであり、国有財産法、財政法、地方自治法、補助金等適正化法等との関係において、権利放棄を行うことが可能かどうか、十分に検討する必要がある
⇒ 本書では、短期的に対応可能な③の方法について具体的に解説する

2. 国際的なオープンデータの利用ルールの動向

(1) 諸外国の利用ルール

- ・ 諸外国ではオープンデータに関する取り組みが進められている。
- ・ 利用ルールとしては、**クリエイティブ・コモンズ (CC) の表示ライセンス (CC-BY) 及び、その互換ライセンスを採用している国が多く**、CC-BYは事実上の国際的な標準利用ルールとなっている。
- ・ 米国では法律上政府保有データはパブリックドメインとなっている。
- ・ オランダはデータポータルで「著作権の不在宣言」 (CC0) を採用し、パブリックドメインとした。

採用した利用ルール		国名
既存利用ルール採用	著作権不在の宣言 (CC0)	オランダ
	表示ライセンス (CC-BY)	ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド 他
独自利用ルール採用	表示ライセンス (CC-BY) 互換	イギリス、フランス、イタリア (バージョン2.0) 他
	表示-継承ライセンス (CC-BY-SA) 互換	イタリア (バージョン1.0)

3. 日本政府におけるオープンデータ利用ルールの動向

(1) 「政府標準利用規約（第1.0版）」の作成

- ・ 2012年7月4日「電子行政オープンデータ戦略」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）と、2013年6月25日「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を受けて、各府省のホームページの利用規約案の検討。
- ・ オープンデータ流通推進コンソーシアム データガバナンス委員会では、内閣官房IT総合戦略室からの依頼を受け、「各府省ホームページの利用ルール見直しひな形（素案）」を作成し、電子行政オープンデータ実務者会議のルール・普及WG（2014年1月17日開催）に提言。
- ・ 電子行政オープンデータ実務者会議では、この提言をもとに議論を行い、2014年4月1日に「政府標準利用規約（第1.0版）」を了承。
- ・ 2014年6月19日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議で決定。
- ・ 各府省から示された意見も踏まえ、国のできるだけ多くのコンテンツに適用できるものとして検討された結果、[CC-BYとは別の利用ルールとなっている](#)。
- ・ 政府標準利用規約（第1.0版）は、[2015年度に見直しの検討を行う](#)。その際には、利用ルールの「政府標準利用規約（第1.0版）」への変更後のコンテンツの利用状況等を踏まえ、禁止事項の必要性の見直しも含めて検討が行われる予定

(2) 政府データカタログサイト「DATA.GO.JP」における利用規約

- ・ 政府データカタログサイト「DATA.GO.JP」は、2013年12月10日に試行版、2014年10月1日に本格版を立ち上げ。
- ・ 試行版では、「CC-BY」を採用。
- ・ 本格版では、「CC-BY」、「政府標準利用規約（第1.0版）」等を選択可能としている。

4. オープンデータの利用ルール

(1) クリエイティブ・コモンズ・表示ライセンス (CC-BY)

- CC-BYは政府の情報をオープン化する際の利用ルールとして、多く利用されている。ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド等のデータポータルサイトや、日本の政府データカタログサイト試行版、米国の省庁のウェブサイト等で利用されているほか、イギリス、フランス、イタリアでは、CC-BYと互換性のある利用ルールを政府のオープンデータ利用ルールとしている。
- 出典を表示すれば、複製、翻案、頒布、上演、演奏、上映、公衆送信、口述、展示、録音・録画、放送、有線放送、送信可能化、伝達等などの自由な利用を許諾する利用ルール（商業的な利用も可能）。

(2) 著作権不在の宣言 (CC0)

- CC0は、著作権が生じている著作物やデータについて、自発的に権利を放棄して、パブリックドメインにしようという試み。諸外国ではオランダが採用しており、また複数の図書館等の施設で採用が進んでいる。
- 当該作品・データに関する著作権、著作隣接権、肖像権等の権利を放棄することを表明し、無条件かつ自由な利用を許諾する。

(3) 政府標準利用規約 (第1.0版)

- 電子行政オープンデータ実務者会議において、各府省のホームページに適用する新しいオープンデータ対応の利用ルールとして検討されたもの。
- 基本的には、出典を記載すれば、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由な利用を認める。ただし、「法令・条例・公序良俗に反する利用」と「国家・国民の安全に脅威を与える利用」については禁止している。

	CC-BY	CC0	政府標準利用規約 (第1.0版)
利用ルール採用国	ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド、日本 等	オランダ	日本

5. 利用ルールの比較

(1) 情報利用者の視点からは、CC0、CC-BYが利用しやすい

- CC0は著作権を放棄するため、情報利用者は何の制約もなく二次利用が可能。諸外国のデータとのマッシュアップも容易。
- CC-BYは二次利用の際に出典を記載するという条件がついているため、情報利用者はその条件を守る必要がある。マッシュアップに関しては、諸外国でCC-BYを採用している例が多いことから、同じ条件で組み合わせ利用できる場合が多い。
- 政府標準利用規約（第1.0版）は、禁止事項の追加により二次利用の範囲が必ずしも明確とは言えないため萎縮効果を生む可能性がある。また、CC-BYとの互換性がないため、諸外国のデータとのマッシュアップの際には注意が必要。

(2) 情報提供者の観点では政府標準利用規約（第1.0版）が親切に見えるが、実効性に課題がある

- 情報提供者の観点としては、①提供したデータについて保証する必要が無いこと（無保証）、②情報提供者の名前を騙って改ざんしたデータが公開されるのを防ぐこと、③情報提供者が一般的に望ましくないとする利用の態様を示すことができること、の3点が重要である。
- ②については、規定があったとしても、是正を求めた際に情報提供者が対応しない場合や、転々流通した先での改ざんの場合には是正を求めることができないなど、実効性に課題がある。
- ③については、規定があったとしても、情報提供者が禁止しているつもりであった行為が裁判所で認められない場合や、認められても国外に対しては執行が困難な場合がある等、実効性に課題がある。

参考. 利用ルールの比較

(1) 情報利用者の視点

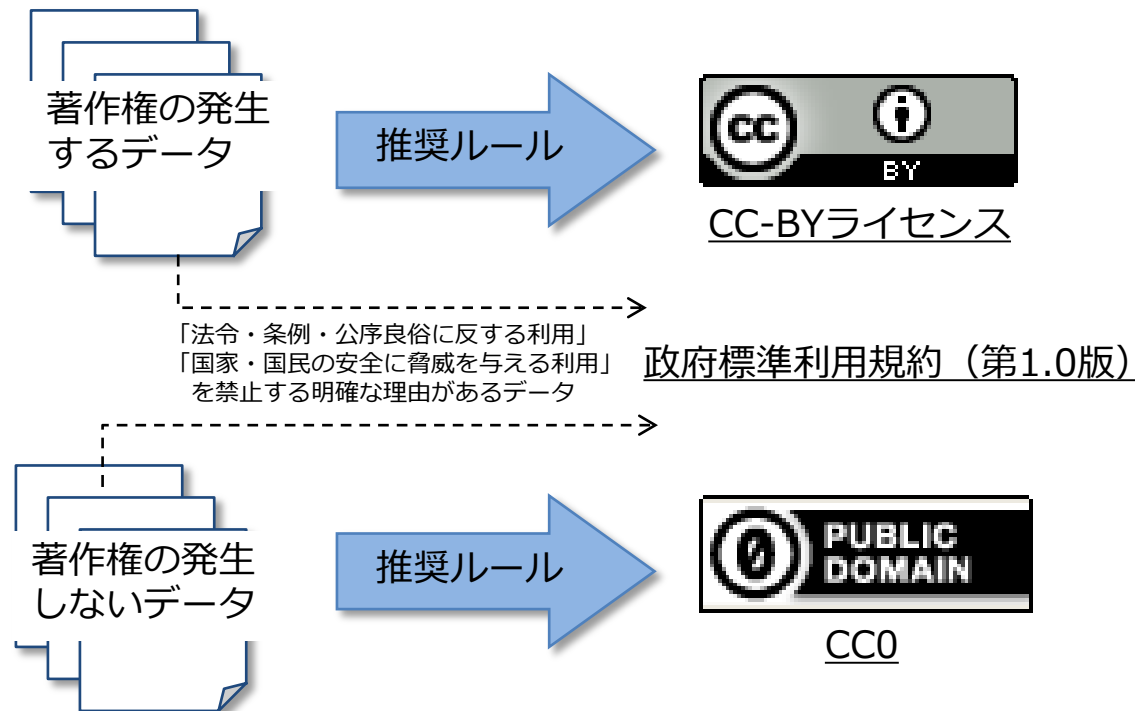
	CC0	CC-BY	政府標準利用規約 (第1.0版)
①情報利用者が自由に二次利用できるか	可能	出典記載により可能	出典記載に加え、禁止事項がある
②諸外国のデータ (CC-BYのものが多い) とのマッシュアップが容易か	容易	数が多くなると出典記載が多くなる	CC-BYとの相違点を理解することが必要

(2) 情報提供者の視点

	CC0	CC-BY	政府標準利用規約 (第1.0版)
①提供したデータについて保証する必要が無い (無保証)	無保証規定あり	無保証規定あり	無保証規定あり
②情報提供者の名前を騙って改ざんしたデータが公開されるのを防ぐこと	規定なし	規定あり 実効性に課題	規定あり 実効性に課題
③情報提供者が一般的に望ましくないと考えられる利用の態様を示すことができること	規定なし	規定なし	規定あり (「法令・条例・公序良俗に反する利用」と「国家・国民の安全に脅威を与える利用」を禁止) 実効性に課題

6. オープンデータにする際に望ましい利用ルール

- (1) 著作物が発生するデータについてはCC-BY、著作権が発生しないデータ（数値、簡単な表・グラフ等）についてはCC0を適用することが望ましい。
- 政府標準利用規約（第1.0版）は、第三者の権利が含まれているデータや、利用に法令上の制約があるデータに関する注意喚起が予め盛り込まれているが、それを理由にCC-BYをとりやめて、政府標準利用規約（第1.0版）を採用することは情報利用の際の萎縮効果による悪影響の方が大きいと考えられ、望ましくない。
 - 第三者の権利が含まれているデータや、利用に法令上の制約があるデータに関する注意喚起を行う場合は、CC-BYを採用した上で、注意喚起をする文章を追記する方法がある。



参考. CC-BYの利用について

(1) 注意喚起として追記する際の条項案

第三者の権利

- 対象データの中に第三者が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有している箇所や、第三者が著作権以外の権利（例：写真につき肖像権・パブリシティ権等）を有している対象データについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得るものとします。なお、対象データの中の第三者が権利を有している部分の特定・明示等は、原則として行っておりませんので御注意ください（リソースの全体が第三者の著作物であることが明らかな場合は、その旨を明示しています。）。

関連法令

- 利用に当たっては、関連法令を遵守してください。

(2) CC-BYの具体的な利用方法

- CC-BYについて、現在の国際的な最新バージョンは、CC-BY 4.0である。
- しかし、日本語訳が完了していないことから、現時点の日本語の最新版はCC-BY 2.1であり、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン（案）」等でも、CC-BY2.1が推奨されている。
- CC-BYは、利用する際に、メタタグも一緒に付与することが望ましい。その利用方法については、オープンデータガイド第1版の46頁以降を参照していただきたい。
- なお、CC-BYの4.0邦訳版が完成した場合、本ガイドの当該箇所についても更新する予定。

補足. 公開されたデータの悪用とその責任について

(1) 公開されたデータの悪用とその責任についての検討

- ・ 公開されたデータについて、情報提供者がその利用をコントロールし、悪用を防ぐことは不可能。
- ・ 公開対象となるデータについては、それが個人の権利を侵害するものではないか、危険な結果（危険物の製造等）を生じるものではないか等の合理的なスクリーニングをした上で公開したのであれば、**事実上の因果関係のみから「悪用されるようなデータを公開した情報提供者に責任がある」という評価をすることは適切ではない。**

(2) 公開されたデータの悪用とその責任について

公開されたデータが増えれば、その悪用も当然に増加する。従って、オープンデータを促進することは、当然にデータの悪用の機会を増やすことにつながる。しかしながら、諸外国でオープンデータ政策が進められてきたのは、当然のことではあるが、公開されたデータの悪用によるデメリットを遥かに上回るメリットがオープンデータにあるからである。

基本的に、一旦公開されたデータについては、情報提供者がその利用をコントロールし悪用を防ぐことは不可能である。利用ルールにおいて情報提供者が望ましくないと考える利用を禁止することは可能だが、仮にそのような禁止条項を設けたとしても、データを悪用しようとする者が当該利用ルールを読んだことによって悪用を思い留まるような状況は、現実的には想定し難い。

公開対象となるデータについては、それが個人の権利を侵害するものではないか、危険な結果（危険物の製造等）を生じるものではないか等の合理的なスクリーニングがなされるべきであり、それがなされないことによってリスクが現実化したのであれば、情報提供者は批判を受けることもあるであろう。しかしながら、そのような事情もないのに、事実上の因果関係のみから「悪用されるようなデータを公開した情報提供者に責任がある」という評価をすることは適切ではない。オープンデータにおいては、情報提供者は、自身の利益のためにデータを公開するのではなく、広く情報利用者一般の利益のためにデータを公開するのであるから、それによって責められるのであれば、情報提供者としては防御的な行動を取るだろう。データ悪用のリスクを低減する最も（そしておそらくは唯一の）効果的な方法は、データを公開しないことであるから、このような責任評価に接すれば、情報提供者は当然にデータの公開を抑制することとなる。

以上のとおり、データが悪用された場合の責任の評価については、オープンデータの趣旨を踏まえた合理的・非情緒的な判断が強く期待されるところである。

7. 今後の利用ルールの見直しの方向性

- 公共データをオープンデータとして公開する場合、情報利用者視点に立ち、基本的には、国際的にオープンデータの利用ルールとして広く使用されているCC-BY又はCC0を適用することが望ましい。
- 情報提供者に配慮し、公序良俗に反する利用等の禁止事項を盛り込むことが、できることから速やかに着手するというスモール・スタートの原則にかなう場合や、できるだけ多くのデータをオープンデータにする対象としたいといった場合には、次善策として、政府標準利用規約（第1.0版）を適用することが考えられる。
 - 特に、「法令・条例・公序良俗に反する利用」と「国家・国民の安全に脅威を与える利用」という規定は、その具体的な利用態様が必ずしも明確ではなく、公開されたデータの利用に際して萎縮効果を生む可能性もあり、データガバナンス委員会としては、政府標準利用規約（第1.0版）の運用状況を注視し、これらの禁止条項を削除しても問題がないと判断できる場合には、当該禁止条項の削除又はCC-BYやCC0への移行を視野に入れて検討すべきと考える。
 - 政府標準利用規約（第1.0版）は、利用ルールの政府標準利用規約（第1.0版）への変更後のコンテンツの利用状況等を踏まえ、見直しの検討が行われる予定となっている。国以外において、政府標準利用規約（第1.0版）を適用する際には、今後見直しが行われる可能性があることを理解した上で、適用することが望ましい。
- オープンデータとして公開されたデータの不適切な利用によって第三者等に何らかの問題が起きた場合、その責任はデータを不適切に利用した情報利用者にあるのであって、情報提供者である国、地方公共団体等が責任を負うものではないということを啓発していく必要がある。
- オープンデータによって公開された情報には、誤りがある場合等もあると想定されるが、その誤りが原因で、情報利用者や第三者等に何らかの問題が起きた場合についても、CCライセンス、政府標準利用規約（第1.0版）のいずれにおいても無保証で公開しているのであり、国、地方公共団体等が責任を負うものではない

8. データ毎のライセンス選択の判断

(1) 著作物性の有無

- ・政府、自治体の保有しているデータの内、法令や数値データ、簡単なグラフ等には、著作権が発生しない。
- ・そのため、条例本文や、自治体への転出入の数値データなどは、著作権がないものとして公開することが可能である。

(2) 第三者の著作物の有無

- ・白書や調査報告書等、第三者の著作物を含んだデータも多く存在する。
- ・これらについては、第三者との契約関係を確認し、オープンデータとして公開できるようになっているかを確認する必要がある。当該第三者から同意を得られていない場合、CC-BY、CC0等を付すことはできない。

(3) ライセンスの選択

- ・本来、法令や数値データ等には著作権がないため、利用ルールに何も記載が無くても、国民／住民は自由に利用が可能。
- ・しかし、データは保有者のものであるという認識が強いため、利用ルールをあえて設定することで、国民／住民に利用を促すことができる。
- ・その際、ライセンスとしては、CC0が望ましい。著作権がないものについて著作権を放棄するという条項を課するのは矛盾しているという意見もあるが、著作権はないことを宣言している、というように解釈する。
- ・また数値データ等も含めて、CC-BYを採用するという手段もある。

- ・第三者の著作物を含んでいる場合、第三者から許諾を得ている場合は、そのままCC-BY、CC0を付すことができる。
- ・第三者から許諾を得られていない場合、前述のように第三者の権利が含まれていることを注意喚起した上で、CC-BY、CC0を付すことも可能である。（政府標準利用規約も同様）